

I 水質汚濁防止法の改正の概要について(平成23年4月1日施行)

(i) 一部の企業における自主測定データ改ざん等の不適正事案が発生したことにより、ルールが明確化・厳格化されました。(法第14条第1項関係)

～その1【測定項目】～

自主測定の対象項目＝設置届出等(別紙4)に記載した項目

**注) 届出事業者はお手元の届出書を確認してください。
記載内容が誤っているときは、変更届が必要な場合があります。**

～その2【測定頻度】～

自主測定は、上記対象項目について「1年に1回以上」実施しなければなりません。

※旅館業(温泉利用)の場合、3年に1回以上となる場合もあります。

～その3【記録の保存】～

自主測定した結果の記録については、3年間保存しなければなりません。

～その4【罰則】～

自主測定の結果の未記録、虚偽記録、未保存等の違反者に対しては、30万円以下の罰金が課せられます。

(ii) 汚水の流出事故による水環境の被害拡大防止のため、「事故時の措置」の対象が拡大されました。(法第14条の2関係)

区分	汚水の種類
特定施設	①有害物質を含む水
	②生活環境項目について排水基準超過のおそれのある水
指定施設	有害物質又は指定物質を含む水
貯油施設等	油を含む水

※アンダーラインが今回追加された部分

指定施設：・有害物質を貯蔵若しくは使用する施設
・指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設

指定物質：水濁法施行令第3条の3に規定されている、全52物質

注) 事故時には応急措置や知事等への届出(報告)が必要です

(iii) 事業者による水質汚濁の防止に関する責務規定が創設されました。
(法第14条の4関係：この条項のみH22.8.10施行)

Ⅱ 水質汚濁防止法の改正の概要について(平成24年6月1日施行予定)

(1) 対象施設の拡大(改正後の水濁法第5条第3項関係)

有害物質を貯蔵する施設等の設置者(①、②)は、施設の構造等について、知事等に届出が必要となります。

- ①有害物質貯蔵指定施設(有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設)の設置者
- ②全量を下水道に放流するなどのため、これまでの水質汚濁防止法に基づく届出をしていない有害物質使用特定施設の設置者

【有害物質】水濁法施行令第2条に規定されている、シアン、六価クロム、PCB、テトラクロロエチレン、ベンゼン、チウラム、ふっ素など全26物質

(2) 構造等に関する基準遵守義務等(改正後の水濁法第12条の4関係)

有害物質を使用、貯蔵等を行う施設の設置者(①、②、③)は、構造等に関する基準を遵守することが義務づけられます。

- ①、②：上記のとおり
- ③：公共用水域への排出がある有害物質使用特定施設の設置者(水質汚濁防止法に基づく届出事業者)

(3) 定期点検の義務の創設(改正後の水濁法第14条第5項関係)

有害物質を使用、貯蔵等を行う施設の設置者(①、②、③)は、施設の構造・使用の方法等について、定期的な点検が必要になります。 ①、②、③：上記のとおり

Ⅲ 群馬県の生活環境を保全する条例の改正の概要について(水質・土壌関係)

(平成24年7月1日施行予定)

(1) 土壌汚染のおそれがある場合の調査義務(改正後の条例第45条関係)

水質有害物質使用特定施設などの設置者(①、②、③、④)は、上記定期点検の結果や事故の発生により土壌汚染のおそれがある場合は、その状況を調査し、知事等に報告することが義務づけられます。

- ①、②、③：上記のとおり
- ④：群馬県の生活環境を保全する条例の水質有害物質使用特定施設(公共用水域への排出の有無を問わない)

(2) 水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法との整合

水質汚濁防止法(自主測定など)及び土壌汚染対策法(3条調査など)の改正に合わせ、両法との整合を図ります。

届出、構造基準、定期点検等の詳細は説明会にて説明いたします。